

平成30年度 第2回たつの市都市計画審議会 要旨

○開催日時 平成30年11月26日（月）午後2時00分から午後3時00分

○開催場所 本庁 301会議室

○出席者 委員17名（代理出席2含む）
市職員9名

○傍聴者 0名

○審議事項

議案第1号

中播都市計画地区計画（柳森工業団地）の決定（たつの市決定）について（付議）

○審議事項の説明

議案第1号

中播都市計画地区計画（柳森工業団地）の決定（たつの市決定）について
都市計画法に基づく縦覧の結果

- ・ 縦覧期間 平成30年10月2日から平成30年10月15日まで
- ・ 縦覧人数 0名
- ・ 意見書の提出 0件

○採決の結果

議案第1号

中播都市計画地区計画（柳森工業団地）の決定（たつの市決定）について（付議）
原案どおり可決

【審議内容】

事務局

(議案第1号について説明)

本日使用します資料については、お配りしていますこちらのパワーポイント資料「中播都市計画地区計画（柳森工業団地）の決定（たつの市決定）について」と、事前に配布しております、柳森工業団地の地区計画の決定案についての図書を使って説明をさせていただきます。それでは座って説明をさせていただきます。

本市におきましては、市街化調整区域の地域活力の再生と地域産業の発展を目的とし、新宮町大屋地区において都市計画法第12条の4第1号に規定する地区計画による規制緩和を検討しています。ついでに、平成30年7月26日に開催された都市計画審議会において報告をさせていただいた柳森工業団地地区計画（原案）について、所定の法定手続きを終えましたので、その報告とそれを踏まえた決定案を説明させていただきます。

柳森工業団地地区計画の決定背景について、改めて説明をさせていただきます。位置は、新宮町大屋地区です。市街化調整区域に区分されまして、約7.5ヘクタールが対象となります。図の中央「地区計画予定地」と書かれている赤色の箇所が予定区域となります。

柳森工業団地は平成2年に開発され、製造業や流通業など多様な事業が開発されていますが、造成された6区画は今、現在すべて埋まっています。

一方で、新宮地域において、工場が立地できる市街化区域はJR姫新線播磨新宮駅の北側にある準工業地域と同駅西側にある工業地域、工業専用地域のみですが、工業系の用途地域に一団の空地はありません。また、周辺が住居系の用途地域であることから住宅地が隣接しており、新たに工業系の用途地域を拡張することもできず、新宮地域においては工業地が不足している状態です。

新宮地域において工業地が不足する中で、平成2年に開発された柳森工業団地については幅員9mの道路や公園、消防施設が整備済みであり、基盤整備が完了しています。また、団地周辺が栗栖川、農地、山林に囲まれているため騒音や景観等、周辺集落への影響が少ないことから、本工業団地の敷地を拡張し、新たな工業地を創生する計画が立てられました。

そこで、平成29年12月に敷地拡張を望む地権者により既存企業や他の地権者への説明が実施され合意形成が図られました。同時に拡張予定地は農振農用地でしたが、地権者の同意と事業の具体性が認められ、平成30年1月4日に農用地の指定が除外されたことにより、既存企業及び地権者の同意をもって地区計画の提案があったものです。

本市においても、雇用の促進及び地域産業の発展は、人口維持や地域活力の再生につながるものと考えられ、市の土地利用計画においても地域産業の活性化を図る特定区域（産業立地区域）に位置づけていることから、地区計画の提案を受理し決定するものです。

7月26日の原案の報告後の法定手続きの経緯を説明いたします。各手続きの詳細は改めて説明させていただきます。

まず、地区計画（原案）の報告後、8月2日から15日まで原案を縦覧に供し、さらに22日まで意見書の受付をしました。

縦覧の結果を受け、8月30日に県知事協議を行い、10月2日から15日まで法定縦覧を行い、本日の都市計画審議会に至ります。

まず、条例縦覧の結果については、次のとおりです。

広報お知らせ版7月号、ホームページで周知し、縦覧期間は8月2日から15日、意見受付期間についてはそれより1週間長い8月2日から8月22日までとし、縦覧場所は都市計画課窓口で実施させていただきました。縦覧人数は0名、意見書の提出はなしでございます。

その後、知事協議及び法定縦覧の結果については、次のとおりです。

平成30年8月30日付けで知事協議を行い、9月20日付けで回答をいただき、意見はなしとのことです。その後、広報お知らせ版9月号、ホームページで法定縦覧の周知を図り、平成30年10月2日から15日までの2週間の縦覧期間を設け、都市計画課の窓口で縦覧を実施しました。縦覧人数につきましては0名、意見書の提出についてはなし、でございます。

ここで7月に開催した都市計画審議会において、出された意見について回答させていただきます。

まず、意見①について、河川保全区域内において工作物等を作る場合は許可が必要になるため、手続きを行うこと。河川整備計画に基づく堤防整備が計画されているため、場合によっては用地買収の可能性があることを理解すること。という意見が出ました。

まず、前回の都市計画審議会で出された意見を事業者に伝えたところ、継続して河川国道事務所と協議しており、河川法55条の申請を行う予定としています。また、河川整備計画に基づく用地買収についても、誓約書を提出し協力するとの回答をいただいています。

続いて、意見②としまして、道路関係意見について、新宮大屋橋交差点が不規則な交差点であるため、道路計画としても一緒に検討すべきではないか。龍野北高校に抜ける、市道芝田大屋線が混みあうことのないよう芝田自治会にも説明が必要ではないか。大屋の交番付近は事故が多い。という意見が出

されました。

こちらは、周辺の道路現況図です。柳森工業団地周辺の道路及び大型車両の通行現況を説明させていただきます。

団地内道路及び市道大屋 8 号線については、片側歩道を含めた幅員 9 m 道路です。団地から東に延びる市道芝田大屋線については、幅員 5 ～ 6 m 道路ですが、ガードレールや山の樹木により実際の幅員よりは狭く見えます。団地の西、年宗橋の幅員は 6 m、そこから国道 1 7 9 号までの市道平野善定線及び大屋橋については、幅員約 7 ～ 9 m があります。

柳森工業団地に係る大型車両の通行については、1 日に約 6 0 台が出入りしていますが、工業団地内のリンテック(株)が業務縮小により大型車両の出入りが少ないこと、新宮運送においてもタンクローリーの出入りがなくなったことにより年々減少傾向にあります。地区計画区域内に新たな工場の開発計画がありますが、工場の操業開始後も大型車両の交通量が大幅に増えることはないことを確認しています。平均しても数台程度の増加ということ聞いています。

周辺の道路状況を踏まえた上で、意見に対して回答させていただきます。

国道 1 7 9 号及び新宮大屋橋交差点においては、歩道整備を含めた改修計画があることを兵庫県龍野土木事務所に確認をしています。

龍野北高校周辺まで続いている市道芝田大屋線については、柳森工業団地の大型車両は当該市道を通行しないこととされており、現在において柳森工業団地に係る大型車両は当該市道を通行しておりません。当該市道を通行している大型車両については、おそらく抜け道として利用されている一般車両と思われます。一般車両の通行を規制することは難しいですが、工業団地内の企業については当該市道を通行しないよう再度指導し、当該市道の交通安全については、引き続き道路管理者と注視しておきます。

地区計画区域の西に位置する年宗橋については、幅員 6 m と大型車両が通行するには狭く、大型車両同士のすれ違い通行はできませんが、大型車両と普通車両のすれ違いは可能で、一日の大型車両の交通量からして大規模な交通渋滞を引き起こすことはないと思われます。しかし、年宗橋付近を通行する大型車両については、安全確認を徹底するよう団地内の企業に改めて指導します。

大屋の交番付近については、過去に一旦停止標識を移設し、安全対策を図った経緯があります。抜け道となっている農道との交差部分ということもあり、道路管理者とともに交通状況を注視し対応していきたいと考えております。

なお、新たな工場の開発工事において、工事車両が 2 0 台程度増えることが見込まれています。工事車両については、市道芝田大屋線を通行しないよう指導を徹底しますし、警備員を配置し、交通事故のないよう万全を期す予

定です。

また、大屋自治会、芝田自治会には車両通行も含めた開発工事の説明をした上で、開発工事について了解を得ています。また、開発工事の詳細については、工事前に住民向けの説明会を実施するよう指導済みです。

こちらは、工事中の安全対策図です。

造成工事などの大型車両が頻繁に通行する期間については、図面のとおり警備員と注意喚起看板を設置し、交通安全に配慮します。

なお、赤いマルが警備員の配置場所で3ヶ所、黄色のサンカクが看板の設置場所です。

それでは柳森工業団地の決定案について読み上げをさせていただきます。

こちらの地区計画の計画書の方をご覧ください。

計画書、中播都市計画地区計画の決定（たつの市決定）。都市計画柳森工業団地地区計画を次のように決定する。

名称、柳森工業団地地区計画。位置、たつの市新宮町大屋字柳森、字東柳森、字西柳森、字市谷、字大谷の各一部。区域は、計画図表示の通り。面積、約7.5ヘクタール。地区計画の目的、新たな工業地を形成することにより新宮地域の工業地の不足を解決しつつ、工業団地の企業活動を維持するとともに更なる地域産業の発展を促すため既存工業団地と調和した土地利用の誘導を図るものとする。土地利用の方針として、多様な工業立地環境が調和した工業団地の形成を図る。地区施設の整備方針として、工業団地内の既存地区施設をいかしつつ道路及び公園を適正に配置する。建築物等の整備方針として、工業団地の企業活動を維持しつつ地域産業の発展を促すため、建築物の用途の制限、建築物の高さの最高限度を定める。

地区整備計画。地区整備計画の区域面積、約7.5ヘクタール。地区施設の配置及び規模。道路、幅員9.0m、総延長約705m。公園、1ヶ所、約0.2ヘクタール。緑地、約1.7ヘクタール。建築物等の用途の制限、建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。1、工場（建築基準法別表第2の（る）項第1号に掲げるものを除く）。2、倉庫（建築基準法別表第2の（る）項第2号に掲げるものを除く）。3、事務所。4、前各号の建築物に附属するもの。建築物の高さの最高限度、20m。

理由書。本地区は新宮地域の中央に位置し、平成2年の大規模開発行為により工業団地として開発され、製造業、流通業等の多種多様な施設が立地している。現在、すべての区画が埋まっており、それぞれの企業が地元根付く地域産業として操業している。現在、新宮地域における工業地はJR姫新線播磨新宮駅北側の準工業地域と西側の工業地域及び工業専用地域であるが、空地がなく周辺にも集落があることから拡張できない現況であり、新た

	<p>な工業地が求められている。</p> <p>そのため、工業団地として道路や公園が整備済みであること、周辺が栗栖川や農地であるため集落への影響が少ない等の理由から、市土地利用計画において本地区を地域産業の活性化を図る特定区域として位置づけを行っている。</p> <p>既存工業団地内の企業活動を維持しつつ、新たな工業地を拡張することにより地域産業の発展を目指し地区計画を決定するものである。</p> <p>こちらの内容につきましては、7月26日に報告させていただいた、原案と変更はありません。</p> <p>最後に今後のスケジュールについて、説明させていただきます。</p> <p>本日の都市計画審議会において、決定案を審議していただき、可決いただいた場合、地区計画の決定告示を行うこととなりますが、地区整備計画に基づく条例改正を伴うことから、条例改正を3月議会に上程し、その上で条例施行日に合わせて決定告示を行う予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
職務代理	<p>議案第1号の説明が終わりました。何かご質問、ご意見がありましたら挙手の上、発言願います。</p>
委員	<p>前回も新宮地域の委員の方から交通状況についての意見がありました。私もその時は同様に思っておりました。回答としてはあるんですが、回答①ですね。179号の歩道整備を含めた改修計画があるということですが、わかる範囲、答えられる範囲で結構ですので具体的に教えていただけますか。</p>
委員	<p>龍野土木事務所所長の谷口でございます。今、179号の大屋橋から新宮の三差路に向かった方向で歩道設置の計画がございます。ただ今一部河川と競合しているところがございます、その部分は河川改修の状況を見ながら国土交通省の姫路河川国道事務所と調整をさせていただいておまして、一部は計画がまだこれからというところなんです。大屋橋から距離がどれくらいかはっきりしないのですが、集落の、資料写真の右側、川辺に集落が連なっているところぐらいまで、とりあえず計画としてあり、それから道の駅からですね、全体としては道の駅から大屋橋の所まで全体の計画がありまして、その内、中ほどあたりで河川の競合があって一部、後ほどになる予定になっています。計画としては道の駅側から事業を進めて、大屋橋のあたりを進めていく予定になっています。ただ、大屋橋の付け根あたりでまだ1軒住宅がありまして、そこをこれから買収しなければなりませんので、そういったとこ</p>

	<p>ろで計画的にはすぐというわけにはいきませんが、計画としてはあるのは間違いございません。</p>
委員	<p>交通については配慮お願いしたいと思いますが、もう一点。地域の企業経済の発展ということについては、賛成するんですが、地域の雇用状況について何か変化はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>ちょっと雇用状況についてまでは調べておりませんが、新たに約 1 ヘクタールの工場ができますので、新たな雇用が生まれることは確かかと思います。</p>
委員	<p>できれば、地域の方を採用するように声を掛けていただければと思います。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
委員	<p>回答②-2について、大屋自治会、芝田自治会と書いてあるところですが、地元のために交通の部分、特記されている部分については変わっていませんが、奥の善定地区に対してどういった周知を行っていらっしゃいますか。</p>
事務局	<p>善定地区については、今のところ開発区域の中にも入っていないことと、大型車両が通行をする、利宗橋から大屋橋までの間については車両の通行があるんですけど、それから奥、村の方集落の方は大型車両が通行しないことから説明をさせていただいていません。事業者の方に新たに善定地区の方にもこういった計画があることを周知するよう伝えておきます。</p>
委員	<p>すみません、先ほどの国道の歩道整備の計画ですが、私、勘違いをしております、大屋橋の上流にもう一つ平野橋がありますが、この平野橋から道の駅までの区間を事業化してしまして、この事業の今一番ネックになっているところが、この人家が重なっている大屋橋から下側ですね、この部分が国交省と河川との関係を、整備状況を見ながら進めているということで、期的には一番最後になります。その部分を修正させてください。</p>
委員	<p>善定も結構その道を通りますので、周知だけお願いします。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
職務代理	<p>他ございませんか。</p>
委員	<p>私も、先の二人と同じ新宮であり、新宮連合自治会を代表して会にも出席</p>

職務代理	<p>させていただいております。自治会長の間で色々と話し合う機会は多々あるのですが、この件については特に問題視するような意見は、本日まで聞いておりませんので、新宮町の産業が発展し、地域の雇用が増やせるように采配を振っていただければ、自治会としても喜ばしいことと思います。以上です、特に問題ありません。</p> <p>他ございませんか。</p> <p>それでは質問、意見がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第1号について、承認される方は挙手願います。</p> <p>(出席委員17名中、全員が挙手)</p> <p>出席委員全員が挙手されておりますので、議案第1号については、本案のとおり承認されました。</p>
------	---